公衆衛生だより No.3

令和6年6月27日 発行:公衆衛生委員会

公衆衛生委員会では、月に1回程度外部委員より公衆衛生等について有益な情報を提供いただいております。情報について、協会職員の皆さまにもお役立ていただける内容が多くあると考え、共有させていただきます。ぜひお読みください。

今回は、4月と5月の公衆衛生委員会でご発表いただいた外部委員の先生方からの情報をご紹介いたします。

ご発表いただいた先生方

よろしくお願いいたします。

田鎖 愛理 先生 (岩手医科大学 衛生学公衆衛生学講座) 渡辺 晃紀 先生 (栃木県県北健康福祉センター所長 兼 地域保健部長)

地域医療振興協会 公衆衛生委員会

職場の化学物質管理にケミガイドと ケミサポを活用しよう

岩手医科大学 衛生学公衆衛生学講座 田 鎖 愛 理

地域医療振興協会 公衆衛生委員会 情報提供

「職場の化学物質管理にケミガイドとケミサポを活用しよう」

2024年4月||日 岩手医科大学 衛生学公衆衛生学講座 田鎖 愛理(たくさり えり)

要旨:労働安全衛生法の改正に伴い、職場における新たな化学物質規制が 2024 年4月1日より完全施行されることとなった。リスクアセスメント実施の義務 の対象となる物質に国による GHS 分類で危険性・有害性が確認された全ての物 質が順次追加され、リスクアセスメント対象物に対し様々な曝露低減措置が必 要となる。更に、事業場で化学物質管理者の選任が義務化される。貴協会の各 事業場で「ケミガイド」と「ケミサポ」を活用して当該内容を周知し、労働者 の安全衛生の向上に寄与することを期待したい。

参考文献:

厚生労働省「労働者が安全に働くために職場における新たな化学物質規制が導入されま す」 <u>https://www.mhlw.go.jp/content/001093845.pdf</u> 厚生労働省「ケミガイド」 https://chemiguide.mhlw.go.jp/

独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所「ケミサポ」

https://cheminfo.johas.go.jp/

保健所の"今"

2024年 5月16日(木) (公社)地域医療振興協会公衆衛生委員会 外部委員報告

栃木県県北健康福祉センター 所長 兼 地域保健部長 (那須福祉事務所長 県北保健所長) 渡辺 晃紀



本報告に関して開示すべき利益相反(COI)はありません

令和 6(2024)年 5 月 16 日

(公社)地域医療振興協会 公衆衛生委員会 外部委員会報告(抄録)

「保健所の"今"」

栃木県県北健康福祉センター 所長 兼 地域保健部長 (栃木県県北保健所長)

渡辺 晃紀

全国の保健所は、3年余の新型コロナに対する特異的な対応を強いられた期間を過ぎた現在、体制や業務について言わば再擴築をしているところである。

再構築にあたっては、人口や世帯の変化、共生社会という目標、安全・安心への要求などの社会環境の変化、働き方改革、職員の年齢構成の偏りによる技術の伝承の難しさ、オンライン会議や研修の普及などの労働環境の変化もあり、単に「コロナ前に戻す」ではなく模索しながらのことも多い。

感染症や災害を現実の有事として経験した今は、平時の業務だけでなく有事への備えも、 車の両輪のように常にバランス良く遂行していくことが求められている。

保健所として、平時の業務では変化する社会構造やニーズに対し、市町村や関係機関と連携しての地域の体制づくりに(体制同士の連携も)、また有事への備えでは地域のシステムとして計画、体制、準備などに尽力し、保健・医療・福祉面で安心して暮らせる地域づくりを目指していく必要がある。



田鎖 愛理 先生

岩手医科大学 衛生学公衆衛生学講座

「職場の化学物質管理にケミガイドとケミサポを活用しよう」を テーマに情報提供をいただきました。



働く中で自身が事故や災害に遭わないことが



職場における新たな化学物質規制 が2024年4月1日より完全施行



規制対象物が、危険有害性が 確認されている物質全てに拡大



GHSマーク<mark>が付いている物は全て</mark> 対象となる

参考情報サイト (厚生労働省作成・2024年 「<mark>ケミガイド</mark>」 2月1日公開のサイト) https://chemiguide.mhlw.go.jp/

- · 労働災害事例
- ・無料相談窓口のご案内等の確認





参考情報サイト (独立行政法人労働者健康安全 機構 労働安全衛生総合研究所作成)

「<mark>ケミサポ</mark>」

https://cheminfo.johas.go.jp/

- ・事業者が実施すること
- ・変わる内容
- 実施スケジュール等の確認

参考情報 (情報サイト「ケミガイド」より) 「化学物質を安全に取り扱うために」 https://cheminfo.johas.go.jp/file/pdf/le afret.pdf

- ・GHSマーク
- 安全な作業手順
- ・管理について等を分かり易く確認

その他参考 (厚生労働省)

「労働者が安全に働くために職場における 新たな化学物質規制が導入されます」 https://www.mhlw.go.jp/content/0 01093845, pdf

事業者が実施する 4つのステップ

ステップ1

☆今回の改正で化学物質の管理 対象になる製品を確認する



ステップ2

☆ 化学物質管理者の選任・保護 具着用管理責任者の選任など 事業場内の体制を整備する



ステップ3

☆リスクアセスメントを実施し、 化学物質等による危険性又は 有害性を調査する.有害性を特 定しリスクを見積もり、リスク 低減措置の内容を検討する



ステップ4

☆取り扱い事業場では、雇い入れ 時に安全衛生の教育をする必要 があり、解剖や滅菌業務に携わ る人に気をつけていただくため にも労働者への教育をする

新たな化学物質規制に関するチェックリスト 新たな化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、 施行期日までに対応できるよう、準備を進めましょう。 男 ラベル表示や安全データシート (SDS) 等による通知、リスクアセスメントの実施をしなけれ はならない化学物質 (リスクアセスメント対象物) が、「国によるGHS分類で危険性・有害 性が確認された全ての物質」へと拡大することを知っていますか? リスクアセスメント対象物について、労働者のは〈指が最低限となるように措置を構じています か? (2) リスクアセスシー 対象物に関する 事業をの規数 事業をの規数 に関する 事業をの機数 に関する が関係した。 皮膚障離に 皮膚障離に 皮膚障離に 皮膚障離に 皮膚障離に 皮膚障離に 皮膚障離に を関する。 に関係して を関係して を関係し を を を を を を を を 安衛財 第577条の2 第577条の3 (3) (2) 安衛則 第594条の2 第594条の3 2 安衛則 第22条 衛生委員会の 付議事項 衛生委員会で、自律的な管理の実施状況の調査審議を行っていますか (2), (3) 報生委員会で、自帰的な管理の実施が北辺向電管議会でラフにますか? (学物資後の予事業で、1年以びアム人はこの労働者が開発のから、電影したことが 現したとは、業務起記性について、係知の意見を励っていますか? 区域に電見を開いて重新起記性が採われた場合は、労働制度は報告していますか? 「クアセスントの情報及がリスツ流域開産の行場等について応見を作成し、保存していま すか? (機能3年、もしては次のパスケアセスントが3年以降であれば次のリスケアセスシト 実施まで) 安衛則 第97条の2 2 (2) 労災を発生させた事業場等で労働基準監督署長が必要と認めた場合に、改善措置計画 を労基署長に提出、実施する必要があることを知っていますか? (3) 空労場無能に提出、実施する必要があることを知っていますか? 以力アセスメント対象物に、 合医原文は無料医療よる後期から生態の一般が高さ、リスクアセスメント対象物に、 合医原文は無料医療よる機能が発生機は、その記録を保存していますか? (保存期 地比が、原性や関連のは、その他は、予定 環度基準を設定していて加したおそれがある場合は、速やかに限め又は無料医療による健 理解基準を開始、その記録を保存していますか? (保存期間はが、原性物質が30年、その の他は5年) 安衛則 第12条の5 化学物質管理者を選任していますか? 管理者 安徽明 第12条の6 安徽明 第35条 安徽明 第24条の15 第1項。第3項 第34条の2の3 安徽明 第124条の15第2 日本第3項,第34条の2の5第 (労働者に保護具を使用させる場合) 保護具着用管理責任者を選任していますか? (3) 保護具有用 管理責任者 雇い入れ時 教育 雇入れ時等の教育で、取り扱う化学物質に関する危険有害性の教育を実施しています (3) SDS通知方法の 素軟化 SDS情報の通知手段として、ホームページのアドレスや二次元コード等が認められるように なったことを知っていますか? 1 「人体に及ぼす作 用」の確認・更新 更新して顧客などに通知していますか? 2 2項·第3項 安徽則 3万.7 SOS記載の成分の含有量を10%別みではな、重量%で記載していますか? ※含有量に関があるものは、運度範囲による表記も可。 リスの中により、対策物理・他の容易形を見るできまる際に、ラベル表示や文書の交付 際により、炉容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますか? 安備府 第33条の2 特化則、有機則、 鉛則、 粉じん則 2 労働局長から管理が良好と認められた事業場は、特別規則の適用物質の管理を自律的 管理とすることができることをを知っていますか? 左記の区分に該当した場合に、外部の専門家に改善方策の應見を聞き、必要な改善措 個別規則の 適用除外 (3) 特化則、有機則、 鉛削、 四アルキル則 (3) (注) 施行明日(①) ~ ③は以下に対応。 規制の変更が2段階に分けて実施される項目もある。 ①2022年(令和4年)5月31日(施行清) ②2023年(令和5年)4月1日 ③2024年(令和6年)4月1日

R4.8

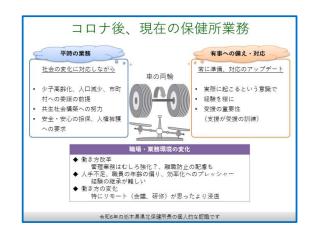


渡辺 晃紀 先生

保健所の"令" (924年 5月16日(五) (94年 5月16日

栃木県県北健康福祉センター所長 兼 地域保健部長

「保健所の"今"」をテーマに情報提供をいただきました。



コロナで3年余り特異な対応をした後の 職場・業務環境の変化

- ・変化を前提として、従来から求められている保健所の平時の業務では、求められる機能は当然果たしながら社会の変化に対応する
- ・災害も感染症も経験した今、**有事は** 起こり得ることを前提にした意識で 常に準備対応する

業務の実施環境は過去と現在で違い、保健 分野以外の機関との連携体制作りの必要性

などあり、困難を感じることも多い

キーワード:社会の変化

・安全、安心の担保や人権擁護→カスタマー ハラスメントまがいな苦情、対応に苦慮す る要求が生じる可能性

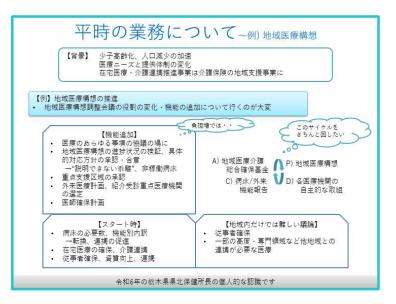
悩み:手続きの厳格化等で労働強化に繋がる可能性がある

乳幼児健診は、保健所で実施の 時代から、後の医療や療育への 繋ぎを期待して市町村や医療機 関での実施へ

悩み:一部の専門的な部分が保健所に任されること、経験を積んだ職員が退職等でいなくなることで、関わる分野がまだらになることもある

- ・疾病や障害のある人が社会的 困難にも繋がる例をよく経験 →保健所以外からの支援も必要
- 悩み:さまざまな機関との連携や体制作りの中で信頼してもらうためには経験・スキルが必要だが、保健所の役割・機能の変化で経験の機会や経験ある職員が減ってきている

- ・今は、**地域医療の確保、 維持**も重要→「地域医 療構想」も保健所の大 きなテーマとなっている
- ・PDCAサイクルを意識しながら「地域医療構想」の実現に向け取り組んでいきたい



今、感染症と災害は大きな健康危機とされ、保健所としてもホットな話題と なっている



発生時の対応、体制作りのためには 起きてからでの取組みでは混乱する

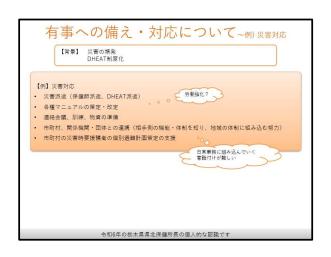
平時からの対話、関係構築をしてい かないといけない

感染症発生・対応の法律の前提は曖昧 な部分もあり、計画通りに進むのか若 干の不安もある

次の新興感染症の想定や計画を緻密に するより、地域の体制づくりや対応力 向上に努める方が有効かもしれない

災害対応では、昨今の災害の頻発、DHEATの制度化も大きなトピックスだった。災害派遣も多くの自治体で経験しており、各種マニュアルの制定や連絡会議、訓練なども行われているところである

いざ取り組むとなると、やるべき ことがあれこれと想起され、労働 強化も懸念されがちであるが、避 けられる話ではなく、普段から有 事への備えと平時の対応を車の両 輪のようにとらえ、業務を進める ことが必要



まとめ

- 体制や環境において平均的と思われる保健所を例として、 コロナ後の保健所業務の特徴の認識を示し、併せて所長 の個人的な疑問や悩みを述べた。
- 感染症や災害を経験した現在は、働き方改革などの環境の変化にも配慮しながら、平時の業務と有事への備えを、車の両輪のように常にバランス良く遂行していくことが求められる。
- 平時の業務は変化する社会構造やニーズへの対応、有事への備えは地域のシステムや体制づくりを意識するなどして、保健・医療・福祉面で安心して暮らせる地域づくりを目指す必要がある。

公衆衛生だより No.3 をお読みいただきありがとうございます。 ご意見・ご感想がありましたら公衆衛生委員会事務局までお寄せください。

【公衆衛生委員会事務局】TEL:03-5212-9152 e-mail:kousyu-eisei-jimukyoku@jadecom.info